

医療法人 隆誠会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内 容

目標①

計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・計画期間中に 1 人以上取得促進をしていく
女性職員・・・取得率 75%以上取得推進をしていく

< 対策 >

平成 28 年 4 月～ 男性職員も育児休業を取得出来ることをリーフレット配付
などを行い周知させる

平成 28 年 4 月～ 育児休業職員の専門業務の研修会の参加、情報の提供を実施

目標②

小学校入学前までの子を持つ労働者の所定外労働の免除制度の実施

< 対策 >

平成 28 年 4 月～ 所定外労働免除制度を導入し説明会等により周知を行う